

ハインツ・ランペルト著

## ドイツ社会政策史（ ）\*

白井英之

### 第 章 ドイツ社会政策立法の歴史<sup>1)</sup>

社会政策立法の諸特徴を叙述することは、第一に、社会政策的に変更がくわえられたり、取り除かれねばならなかった社会的な状況を考察することであり、第二に社会政策の発展の方向や構想の何たるかを知ることであり、第三は社会政策の本質的な目標、領域、手段の考察をとおして社会政策的な実践の体系的叙述を準備することである。この種の叙述においては、社会政策立法のみならず社会政策と関連する重要な諸立法 たとえば競

---

\* Lehrbuch der Sozialpolitik, 5. Aufl., 1. Teil : Geschichte der deutschen staatlichen Sozialpolitik, by Heinz Lampert. Copyright 1998 by Springer-Verlag Berlin Heidelberg. All rights reserved. Japanese translation rights of 1. Teil arranged with Springer-Verlag in Heidelberg through Hideyuki Usui in Tokyo.

「ドイツ社会政策史（ ）」としてここに邦訳したのは、Heinz Lampert, Lehrbuch der Sozialpolitik, 5. Aufl., Berlin u. a. 1998 中の Erster Teil: Geschichte der deutschen staatlichen Sozialpolitik, III. Kapitel, Geschichte der sozialpolitischen Gesetzgebung in Deutschland, S63-81 (A~C) であり、「ドイツ社会政策史（ ）」（『成城大学経済研究』第 164 号，2004 年 3 月，143 - 181 頁）の続編にあたる。

表記については前回邦訳での原則をそのまま踏襲している。なお、末尾に掲載した [文献リスト] は、前回邦訳との重複をいとわずに、本章に関するものをすべてとりあげて整理し直したものである。

不明な点に関する訳者の問い合わせに対し、ご丁寧に回答いただいた著者ランペルト教授にあらためて御礼申し述べたい。この点に関し、修正の必要があった箇所については修正したうえで邦訳してある。

争制限法 は、一義的には社会政策的諸問題の解決を目的とするものではないけれども、その社会政策的作用のゆえに重要であり、そのような諸立法も考慮に含められねばならない。

全体性と完全性に重点をおいた社会政策立法の歴史を描こうとするならば、1871年以前の時期について、ドイツの諸邦（とくにプロイセン、バイエルン、ザクセン、バーデン、ヴュルテンベルク、ヘッセン）の社会政策立法がとりあげられねばならないであろう。けれどもこれらの諸邦における進展は実質的な内容からして一致した経過をたどってきたので、帝国成立にいたるまで社会政策立法についてはとりわけプロイセンの実際がドイツの代表としてあつかわれることになる。

ドイツ社会政策史はつぎのように時期区分されるが、それは大きなできごとによって分けられており、各時期の社会政策には独自の特徴があらわれている。

1. 国家社会政策の初期からビスマルクの失脚までの時期（1839 - 1890年）
2. ビスマルクの失脚から第一次世界大戦の時期（1890 - 1918年）
3. ヴァイマル共和国の時代（1919 - 1932年）
4. 第三帝国の時代（1933 - 1945年）
5. ドイツ連邦共和国および東ドイツの併存の時期

## 第1節 初期段階の社会政策立法

### - ビスマルクの失脚まで - （1839 - 1890年）

#### 1 経済的・政治的背景

1839年から1890年にかけての半世紀は、フリードリヒ ヴィルヘルム・ヘニングが、1835年から1873年を「最初の工業化段階」と規定した段階、および1914年までにいたる「工業の拡張発展」の段階 (Henning 1995, S.

111 u. 203)の一部を含んでいる。この半世紀はつぎの点によって特徴づけられる。

1. 手仕事中心の作業から機械中心の作業への移行、および鉄道・道路網・内航路の拡張。これは純投資率 [ の変化 ] にあわることになった。6.7% と 11.8% の間であった純投資率は 1870 年以降 10% 超で推移した (表 6-(4) 欄)。
2. この時期に生じた就業構造の変動で、被用者が約 1,500 万人から約 2,100 万人へと増加したこと。ここでは農業従事者の減少と工業従事者の増加が見られた (表 6-(9),(10) 欄)。
3. 実質国民生産の成長率 (表 6-(3) 欄)。これは 5 年間平均で 0.8% から 4.1% の間にあったが [ 1890 年までの ] 全期間をつうじて実質国民生産の伸びは 2 倍になった (表 6-(2) 欄)。

これらの点からすれば、社会政策にとっての経済的諸前提は不利とは言えなかった。

[ 他方政治的には、ドイツ ] 帝国が成立する以前では、1848 年に政党が誕生していたにもかかわらず 1863 年まで労働者政党は存在しなかった。議会あるいは諸邦の身分代表機関においては、当時はまだ貴族、大地主、官吏が支配的であった。商人、手工業者、工業家ですらすらかし [ 議会等に ] 代表をおくっていなかったのである (Jaeger 1967, S. 26ff.)。こうした点からすれば、国家的社会政策にとって政治体制は有利とは言えなかった。

## 2 社会政策立法

最初の工業化の段階において認められるのは、国家が社会政策的活動を労働者保護の施策にきわだって集中させていたことである。1802 年から 1847 年にかけてイギリスで展開した労働者保護立法 [ いわゆる工場法 ] に広く対応して、ドイツの社会政策でも労働者保護が始まったが、それは

表6 ドイツ帝国における実質国民純生産、純投資率、生産部門構造、就業構造 (1850 - 1913年)  
(数値は年平均値)

期間	国民純 生産額 (1913年を基 準, 単位: 百万ライヒ スマルク)	年間平均成 長率	純投資率	国民純生産の部門割合			総数 (単位:千人)	就業者数	
				第一次 部門	第二次 部門 <sup>a)</sup>	第三次 部門 <sup>b)</sup>		第一部門	第二部門
(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)
1850/54	10 762		7.9	45.2	21.2	33.6	15,126	54.6	25.2
1855/59	11 597	1.6	6.7	44.3	22.7	33.0			
1860/64	13 931	4.0	11.0	44.9	23.8	31.3			
1865/69	15 508	2.3	9.5	42.4	26.8	30.8			
1870/74	18 676	4.1	10.9	37.9	31.7	30.4			
1875/79	21 132	2.6	11.1	36.7	32.8	30.5	19 416 <sup>c)</sup>	49.1	29.1
1880/84	21 958	0.8	10.3	36.2	32.5	31.3	19 992	48.2	29.8
1885/89	25 661	3.4	11.8	35.3	34.1	30.6	21 302	45.5	32.3
1890/94	29 596	3.1	12.7	32.2	36.8	31.0	22 651	42.6	34.2
1895/99	35 895	4.3	15.0	30.8	38.5	30.7	24 277	40.0	35.7
1900/04	39 070	1.8	13.5	29.0	39.8	31.2	26 043	38.0	36.8
1905/09	45 495	3.3	15.0	26.0	41.9	32.1	28 047	35.8	37.7
1910/13	50 215	2.1	15.5	23.4	44.6	32.0	30 243	35.1	37.9

a) 鉱業, 採掘業, 輸業, 手工業  
 b) 交通運輸, 商業, 銀行, 保険, 家事従事, 他サービス, 軍従事, 住宅  
 c) 1878 / 79年

資料出所: W. G. Hoffmann 1965, S. 104, S. 35u. S. 33.

1839年3月9日に公布されたプロイセンの工場における年少労働者の作業に関する規制<sup>2)</sup>であった。それは1853年に改正された<sup>3)</sup>。このドイツの社会政策立法をもたらした根本的な契機が、工場労働に起因して健康を損なう年少者の兵役適格性の低下にあったという点については、すでに言及したとおりである(本書S. 41, 本邦訳( ), (本誌第161号)181頁参照)。

児童・年少者の保護に限定されていた労働者保護の実際の拡張は、仕事の遂行から生じる危険から被用者を保護するという点にまで広がる形で、1845年1月17日のプロイセン一般営業条令に繋がっていった。それは従業者の健康と人道を顧慮することが義務づけられていた。工場労働者のトラックシステムの禁止、すなわち現金の賃金に代えて物品によって労働者に賃金を支払うことを禁止することを盛り込んだ営業条令の補完がなされたのは、1849年の賃金保護令<sup>4)</sup>であった。

ドイツ各邦で展開された労働者保護法の諸規則は、1869年6月21日の北ドイツ連邦営業条令にとりいれられ、のちにライヒ法にとりいれられた。本営業条令の改正<sup>5)</sup>は、はじめて、女性の特別な労働保護を規定したものであったが、それは鉱山における女性の就労、ならびにきわめて厳しい労働条件の仕事場での女性の就労を禁止し、わずかながらも母性保護を規定していた。

[他方] 貧困の領域や疾病に対する労働者の保障の領域で見られることになる社会政策の端緒は、労働者保護立法より遅れて1880年になる。

工業化以前および工業化の最初の段階において、都市住民のさし迫った生活ニーズの確保は、救貧政策で試みられた<sup>6)</sup>。救貧政策は、働き口がなく、財産も家族のない人々を対象としていた。援助は「自分で自身のことをしようとする人が投げやりにならない程度」の低さであった。「こうした観点から、援助の程度は最貧の自立している労働者の水準を超えてはならない」(Tennstedt 1981, S. 87f.) のであった。救貧事業はゲマインデが

権限を有していたが、社会教育的な点からも、そしてとりわけゲマインデが財政的に荷が重かったという理由からも、その給付はわずかなものであった。1842年12月31日の救貧義務に関する法律は、同日の新規居住者受け入れに関する法律とも関連して、当該地区救貧団体の扶助義務が住み始めの時期から何年もの待機期間を経てはじめて開始されるのではなく、新しく居住するようになってただちに開始されるというものであったが、この法律はゲマインデに生じた過大な負担のために、逆に制限されねばならなかった。そうしたことから1855年、救貧の公的義務は、新しい居住地に1年滞在するという条件でなされることになった (Volkmann 1968, S. 80ff.)。

1845年の営業条令では、疾病に伴って生ずる経済状況の悪化から労働者を保護することを規定していたが、それはゲマインデが[地区の]自治規定にもとづいて、その地区で就業する手工業職人・見習いすべてを強制的に地区金庫へ加入させ、拠出を義務づけることができたことを利用していた (Classen 1962, S. 68ff.)。これをもって近代的な強制保険の嚆矢となった。工場労働者はこの救済金庫に加入することができた。決定的な改革がなされたのは1849年2月9日の営業条令改正令である。この条項のなかでヨーロッパのどんな社会立法より抜きんでていた改革点とは、地区自治規定にもとづいて、使用者もまた被用者の拠出金の半分まで拠出が義務化される可能性があった点であった (Volkmann 1968, S. 42)。[けれども]ゲマインデに開かれていた[こうした]機会はほとんど利用されなかった。救済金庫を設置することに向けて法的基盤をより良くしても、いざというときの労働者に対する十分な保障をもたらすことはなかったのである (Peters 1978, S. 46)。

社会政策的に重要な法規範として、[18]70年代までに到る工業の勃興段階において先駆的位置を占めていたのは、1845年プロイセン営業条令で規定された営業の自由の原則、1842年プロイセンにおいて居住の自由

が導入されたこと、ビスマルクによって 1867 年北ドイツ連邦憲法に普通・直接・秘密選挙権が導入されたこと これはのち帝国憲法にも引き継がれた であつた。

社会政策にとって普通・直接・秘密選挙権の導入の意義が大きく評価されることはほとんどない。とはいえ実際のところ、ドイツにおいてもこの導入と民主主義の原則とが結びついたのみならず、「新たな選挙権が社会主義者政党に、自分たちの社会政策の目標を議会主義的な方法で達成し、社会政策立法によってその目標を一步一步実現させる、という可能性を開くことになった (Erdmann 1957, S. 7)。」

激しさを増していった労働者運動も、80 年代の社会保険制度創設の主たる理由になった 労働者の社会的状態の改善の必要性という見方が大きくなってきた状況も一方で存在していたのだが 。社会保険立法は 1881 年 11 月 17 日皇帝ヴィルヘルム 1 世が発した「詔勅」で触れられていた。それは「社会的弊害を回復することはただ社会民主主義者の無法な行為を圧するという方法だけに求められるのではない。同時に労働者の福利を積極的に促進するという方法でも求められねばならない」という確信から発せられていたのであつた。

社会保険立法と 1878 年からの公安を害する恐れのある社会民主主義の運動を禁止する法律 [いわゆる「社会主義者鎮圧法」] との内的な連関については、1881 年の皇帝詔勅のみならず、1884 年 3 月 15 日のビスマルクの帝国議会演説も、その裏書きをしている。「社会主義者鎮圧法の議会への上程にあたって政府はつぎのような約束をいたしました。すなわちこの社会主義者鎮圧法から導かれるものとして、労働者が自分たちの運命を良くしようとするひたむきな努力が同法と相携えてなされる、ということがあります。これは私の見解からすれば、社会主義者鎮圧法を補うものであります。」

社会保険の三つの柱はつぎの法律によってもたらされた。

1. 1883年6月15日の労働者疾病保険法
2. 1884年7月6日の労働災害保険法
3. 1889年7月22日の障害・老齢保険法<sup>7)</sup>

疾病保険法の適用を受けていたのは、工業・手工業・商業・内航路、および特定のサービス事業所で賃金・俸給を得て雇用され、保険義務が課せられる一定の収入がある就業者であった。保険料は報酬の6%を最高の限度とする労働者から3分の2、使用者から3分の1が拠出された。最低限の給付は、医師による無料の治療、医薬品の無料支給、発病三日目からの疾病給付、保険料拠出義務賃金の最低50%最大13週まで、出産後最低4週間にわたる産婦補助、が規定されていた。[扶養]家族の[保険への]加入は義務ではなかったが、個々の疾病金庫の規定によって可能であった。

労働災害保険法は大筋では基本的には工業部門の事業場に限定されていたものであったが、一律に保険義務が導入された。同法が企業家に課していたのは、事故災害に対して自分たちの負担で、年収2,000マルク以下での労働者および職員を、自治的職業協同組合が保障することであった。個々の部門を担当する職業協同組合は、事業場で事故に遭った被保険者もしくは法的な疾病扶助が終了したのちに残された遺族に、[従前の]賃金報酬に応じた年金を保障せねばならなかった。[また]職業協同組合は、事故を予防するための指図を発するという権限を持っていた。

障害・老齢保険法は、16歳以上の労働者すべてに保険義務を課した。保険の手段は、国の拠出およびそれと同額の使用者・保険者[それぞれ]からの保険料によってまかなわれた。年金請求が生ずるのは、被保険者が稼得不能になり<sup>8)</sup>かつ5年の保険料拠出があった場合か、もしくは、70歳に達しかつ30年以上保険料拠出があった場合、いずれかであった。寡婦年金・遺児年金は当時はなかった。

疾病保険、障害・老齢保険の給付は それまでの状況と比較すれば



たしかに大きな前進ではあったけれども、多くの場合、生存の保障という点ではまだまだ充分とはいえるものではなかった(この点については、Hentschel 1983, S. 21ff. 参照)。

### 3 国家社会政策の特徴

1839年から1890年までの国家社会政策はつぎの5つの特徴があげられる。第1、量的に慎ましいものであったこと、第2、プライオリティにしたがったものであったこと、第3、労働者政策であったこと、第4、保護政策であったこと、第5、抑圧的・国家権威的であったこと、である。

国家社会政策の量的に慎ましいと言えるのは、国家社会政策が被用者のわずかな部分しかカバーしていなかった。たとえば労働者保護や社会保険は、要保護者すべてをカバーしていたのではなく労働者しかカバーしていなかったからであり、さらに現金の給付が少なかったからである(Hentschel 1983, S. 12 参照)。

プライオリティにしたがっているというのは、被用者保護政策が、労働者の最重要のものである生存基盤の保護に、つまり彼の労働力に向けられており、そしてさらに保護の一定水準の程度に応じて、労働提供者に対して過去のあるいはこれまで継続してきた労働力の損失の際の損失収入分の一部を肩代わりしてきたという点から言える。被用者保護は何よりもまず子供や若年者の保護に集中していた。

労働者政策であったというのは、経済的・社会的にもっとも弱い階層の生活状態の向上に国家的社会政策が向けられていたのではなく、「鉱山・精錬・工場労働者」に、すなわち上層の労働者層に、あるいは当時の表現で言うならば「特権的階級」に向けられていたからである。プロレタロイドという固有の階層はいかなる援助も受けることなく救貧事業だけを頼りにしていたのであった(Volkmann 1968, S. 96 u. Tennstedt 1981, S. 87f.)。

保護政策であったというのはつぎの二つの意味があった。ひとつは社会

的弱者の生存保護という意味，もうひとつは社会的平和政策によって社会秩序を予防的に保護する，という意味である<sup>9)</sup>。

この時代の社会政策が抑圧的 国家権威的であったというのは，それが労働者への「警察行政国家的な弾圧の方向で福祉国家と対極に位置していたこと」(Hentschel 1983, S. 9f.) であり「社会主義者鎮圧法の補完をなすもの」<sup>10)</sup> だったからである。とくにビスマルク主導で構想された社会保険政策，これは各国で評価され，驚きをもって迎えられ，[制度的に]手本とされたが，それは疾病，労災，障害および老齢といった場合の労働者の生存を保障する機能とならんで，自助的団体や政治的結社といった組織へと向けられた労働者の力の傾注を同時に封じ込めて，労働者を国家や社会に統合して社会秩序・国家秩序を維持する機能が見込まれていた。したがって労働者にとって社会保険は「鞭に対する飴」だったのである (A. Rüstow 1959, S. 11ff.)。アレクサンダー・リュストウによれば (1959, S. 14)，労働者の福祉の促進が熱心に言われていた「けれども，それは東エルベのグーツヘルでさえも自分に隷属する農民の福祉に対して責任を自覚していたという意味で家父長的，温情的意味合いをもち，こうした [福祉の促進といった] ことは神の意図という方法を用いて自分の権威をうやうやしくありがたがって認めるといふ自明の前提のもとでのことであった。こうした要求 幾層にも重ねられ支配されてきた下層民が甘受してきたまさにこの要求 に対して反抗を起こしたのが，ドイツの労働者の人間としての誇りと自己意識なのであった。」

## 第2節 ヴィルヘルム2世時代の社会政策立法 (1890 - 1918年)

### 1 経済的および政治的背景

ヴィルヘルム2世治世の1888年から第1次大戦開戦までの25年間に，

工業の整備拡張が継続的になされた。純投資率は 12.7% から 15.5% の値を示し、以前の期よりも高い水準を達成した(表 6-(4) 欄参照)。年平均の実質総生産は約 290 億ライヒスマルクからおおよそ 500 億ライヒスマルクへと上昇した(表 6-(2),(3) 欄)。被用者数も概数で 2,260 万人から 3,020 万人へと増加した。農業部門の低下と工業部門の増加が進展したのである。1879 年から 1913 年にかけて年々 1.38% の被用者の増加率となったが、労働収入は総計で毎年 3.84% ずつ増加し、個々人の平均労働収入は年あたり 2.05% 増加した(W. G. Hoffmann 1965, S. 91)。

総じて言えば、社会政策の展開にとってきわめて有利な経済的諸前提が生み出されていたのであった。

政治状況は 1890 年から 1918 年の間に根本から変わった。社会主義者鎮庄法が 12 年にわたる施行ののち 1890 年 10 月 1 日に失効した。社会民主党は 1890 年の帝国議会選挙で全得票数の 19.7% を獲得し、1912 年には 34.8% の得票率で全議席の 27.7% を獲得した。社会民主党はこの結果、得票数・議席数ともに最大の政党となった(表 4 [本邦訳( ), (本誌第 164 号) 158 頁] 参照)。1890 年以前に主導的な位置にあった国民自由党や保守党の影響は後退してしまった。1890 年、ビスマルクの帝国議会多数派は姿を消した。

自由労働組合とキリスト教労働組合の組合員数は 1895 年時点で合わせても 26 万 1,021 人であったが 1913 年には 289 万 489 人となった(表 5 [本邦訳( ), 165 頁] 参照)。この数字が示唆するのは、労働者階級の政治的解放をもうや止めることができないということであった。ローマ法王がはじめて社会的対立問題に言及した 1891 年 5 月 15 日の労働者回勅「レールム・ノウァールム」においては、自然権として団結の自由が提示されていたけれども、1890 年以降も労働者に対して、自己責任を有した同権的な社会的当事者への途を歩むことを妨げようとする試みがないわけではなかった(この点については本書 S. 73, 本邦訳 90 頁参照)。

## 2 社会政策立法

ヴィルヘルム2世は、ヴィルヘルム1世と対照的に、労働者の抑圧と結びついた社会政策を適切とは考えておらず、労働者に善意の証をたて、君主制への彼らの信頼を復させようとして、社会保険立法が推進されている時期に見落とされてきた労働者保護をいっそう前進させることに目を向けた。ビスマルクは、そうした社会政策をおこなうことの政治的な成果に失望し、さらに社会政策によって工業の財政的負担が重くなる危険性がある<sup>11)</sup>と固く信じて　うまくはゆかなかつたが　この新しい政策に反対したのであった。社会政策をめぐる皇帝と宰相の対立は、決定的ではなかったにせよ、1890年のビスマルクの退陣の随伴的要因となった。

ヴィルヘルム2世の目論見は、1890年2月4日に発せられた今後を展望する二つの勅令に看取することができる（Erdmann 1957, S. 11ff. による）。

第一の勅令には、　労働者保護の手段と結びついたコスト負担によってドイツ経済の国際的競争力が阻害されるおそれがあるという点から始めて　国際的な労働者保護会議の開催が謳われていた。その会議は、ドイツ、フランス、イギリス、ベルギー、スイスの労働者保護政策を調整しようとするものであった。[しかし]1890年3月に開催された会議は、具体的な結論が出ないままで終わった。

第二の勅令では、労働者保険立法の拡充とならんで、労働者保護の拡充、および事業所における労働者の一定の協議権を導入することを謳っていた。[さらに]勅令につづく営業条令<sup>12)</sup>の改正はつぎような諸規定を含むことになった。

1. 労働者の生命、健康、人道に対する危険が及ばないようにするよう、必要な諸々の制度や規制に配慮する経営者の義務。
2. 健康および労働時間に関する規定、とりわけ健康上有害な事業所に関する規則の公布を連邦参議院に委ねること。

3. 営業監督官の権限の拡張および邦国の工場監督を営業監督に拡張すること。
4. 工場の日曜日全日休業。
5. 義務教育期間の児童の雇用禁止, 若年労働者の10時間労働日, 女性の11時間労働日。
6. 若年者, 女性の深夜労働の禁止。
7. トラックシステム禁止の厳格化。
8. 妊産婦の保護。
9. 就業規則明文化を事業所に義務づけること。
10. 労働条件確定にあたって意見を聴取することになるような, 工場労働者委員会設置の見直し。

1900年には営業条令が新たに改正されたが<sup>13)</sup>, それはとくに商店従業員のために19時の店舗閉店を規定していた。

児童保護法<sup>14)</sup>は1903年に特定の工業における児童労働を完全に禁止し, その他の工業では[労働]時間を制限した。営業条令の新たな改正<sup>15)</sup>は, 一日の労働時間を女性は10時間までに制限し, 若年者は労働時間規制による保護を改善するという内容であった。家内労働者に対する労働者保護は1911年12月20日の家内労働法によって実現した。

社会保険の領域でも, さらなる改善が進められた。個々の保険法を統一的な法体系に統合して1911年7月19日のライヒ社会保険法としたこととならんで, とりわけ, 老齢, 就業不能, 寡婦, 遺児といった状態に対する職員のための社会保険の創設<sup>16)</sup>にここではふれておかねばならない。この保険においては, 2,000マルクから5,000マルクの年収がある職員は保険義務が生じるというものであった。職員保険の導入によってはっきりしたのは, 労働者のほかに, 人口の中にいっそう広範囲にわたって保護を必要とする集団が国家社会政策の保護対象になったということであった。

職員の寡婦と対照的に, 労働者の寡婦は1911年に新たな給付形態とし

て導入された寡婦年金を受給した。それは寡婦が稼得不能となった場合にみに適用された。1916年に 戦争の結果として 障害者年金が加えられ、老齢年金受給開始年齢は65歳に引き上げられた。

社会政策の対象領域に職員が入ってくることを示す前兆はすでにあった。それは、使用者と被用者との間での係争に対して、個別で、費用の負担が少なく、[従来の]形式に縛られない裁判が使用者代表と労働者代表それぞれ同数で執り行われることをその内容としていた1890年6月29日の営業裁判所法を1904年の商人裁判所法<sup>17)</sup>が継承したときであった。

すでにその前に、労働契約を新たに規定し、労働契約法理の実質的な根拠を提供した1896年の民法典の編纂がなされており、1897年にはそれに相応する形で、職員に対して労働契約法理の諸規制を持つ商法典が続いた。

社会政策のその後の展開にとって決定的な意義をもったのは1916年から施行されたいわゆる祖国戦時労働動員法<sup>18)</sup>であった。同法は、17歳から60歳までのすべてのドイツ人男性に勤労義務を課すものであった。祖国戦時労働動員法に結びつけて展望されていたのは2つの領域の国家社会政策の活動であった。すなわち、ひとつは社会政策の目的という観点から経営組織を法にもとづいてつくりあげること、他のひとつは労働契約権の拡張であった。つまり1891年の営業条令改正は労働者委員会を任意で導入し、1900年ならびに1905年に労働者委員会が鉱山事業所にのみ強制的に導入された(Classen 1962, S. 176)のに対し、祖国戦時労働動員法にもとづいて50人以上の従業員がいるすべての勤労動員事業所は、労働者委員会ならびに職員委員会の設置が義務とされた。これらの委員会は使用者と被用者との間の良好な意思疎通に配慮し、経営組織機構や賃金・労働問題に関連した提案、要望、苦情を企業家に説明せねばならなかったのである。

労働契約権の形成に関して言うならば、祖国戦時労働動員法は決定的な突破口になった。同法は団結自由の承認のみならず、使用者と労働組合の諸組織に対する立法府の態度が変化したことをあらわしていた。同法は使

用者と被用者とが同権的に代表されるつぎのような委員会を規定していたのである。

1. 委員会においては、職業上あるいは経営上の軍事的問題に関して決定しなければならない。
2. 上記1の委員会への苦情にあたっては、戦時局付置のセンターに申し立てられる。
3. 委員会においては、勤労働員の義務が課せられた者を徴用することができる。
4. 委員会においては、軍事関連の職場を辞めることに対して使用者が同意を拒否した場合、この同意を認めることができる。

使用者・被用者組織をこうした形で認めたのは、社会主義者鎮圧法の撤廃以後、加速度的にすすんだ状況の展開を考慮に入れてのことであった。労働組合の急激な発展(この点については、本書 S. 58[本邦訳( )], 165頁参照)に対して使用者は、使用者団体の結成をもって対応した。1913年に「ドイツ使用者団体連盟」が結成されたのである。[そして]使用者団体と労働組合が1918年に「中央労働共同体」で活動することになってはじめて、使用者と同権的で対等な労働市場の当事者としての労働組合の最終的な承認に途が拓かれることになった。この「経済活動における労働者の新しい地位に関するマグナ・カルタ」(Heyde 1966, S. 54)は、労働組合の承認、労働協約締結および団結自由の承認に関する協定、労働争議の仲裁、斡旋の同権的運営、労働者委員会の設置および帰還兵の復帰に関する協定、をその内容としていたのであった<sup>19)</sup>。

### 3 国家社会政策の特徴

ヴィルヘルム2世統治下の社会政策を特徴づけるには、第一次大戦前の時代と戦中の時期とに分けるのが適切である。1890年から1913年までの間は、つぎの4つの重点が国家的活動とされる。すなわち、

1. 被用者保護政策の拡充
  2. 労働者を対象とした社会保険の拡充および職員の社会保険制度への組み入れ
  3. 労働裁判権のための初期条件整備
  4. 被用者代表委員会の任意結成に向けた法的諸条件の創出
- がそれであった。

第一次大戦前の十数年、工業家で保守的な君主主義的グループは、立法府を経営組織への介入から遠ざけ、立法府に無制限な団結自由を樹立させないだけの影響力は、いまだ十分あった。世紀末ごろには、1894年のいわゆる転覆法案<sup>20)</sup>、1897年のプロイセン結社法改正<sup>21)</sup>、そして1899年の懲役法案<sup>22)</sup>によって、政治的に成熟した労働者の利害を実効性をもって代表する方向に向かっていった労働組合の発展に歯止めをかけ、労働者に経済的・社会的同権を与えないようにされた。「きわめて抑圧的な軌道にある『帝国創設』政策において『祖国なき輩』は、政治的・社会的な不平等が維持されたままネガティブな形で統合される。つまり、『国民の福祉』をもたらしている資本主義体制の堅牢さが弱められ、この資本主義体制と市民社会との存在が固定化されるのである」(Tennstedt 1981, S. 137)。

こうした抑圧的社会政策は第一次大戦、「社会政策の偉大な誘導役」(Preller 1978, S. 85)、によって終止符が打たれた。戦時中、軍需生産の確保と生産能力を有する国民経済活動の確保が可能と思われたが、それは、義務として被用者に経営内の協議権を認め、また労働組合が被用者代表として完全に認められたときに限られていた。このような展開によってこの時期の末には、社会政策的に導かれた経営体制の組織化への道や、使用者と被用者によって担われる経営内社会政策への道が、ドイツ社会政策に拓かれていった。使用者と同権的な被用者組織としての労働組合の承認によって、国家主導の社会政策の優位が崩され、ヴァイマル共和国で一貫して続けられてゆく社会政策の民主化が準備されたのであった。



### 第3節 ヴァイマル共和国における社会政策立法(1918 - 1933年)

#### 1 経済的<sup>23)</sup>・政治的背景

経済的な点からすれば、ヴァイマル共和国の時代はつぎの3つの時期に区分される。戦争直後の1919年から1923年まで、「黄金の20年代」と称される1924年から1928年まで、そして世界経済恐慌の1929年から1933年まで、である。

1919年から1923年は、急速に進行するインフレーション、高水準の失業、そして戦争の結末からドイツ経済が緩慢な回復しかなしえなかったこと、によって特徴づけられてきた。失業は、労働市場へのドイツ兵士たちの復帰、軍用生産の中止、平時経済に向けての生産構造の転換という時代の要請、そして経済成長がきわめて微々たるものであったこと、これらの結果であった。何よりも2 260億金マルクと定められた賠償額とヴェルサイユ条約の他の条項、たとえばエルザス・ロートリンゲン、ザール地方およびオーバーシュレージエンの割譲<sup>24)</sup>、さらにはドイツ商船の90%の削減や他の現物賠償は経済的イニシアティブを麻痺させていったが、進行する通貨下落も同じようであった。生活維持費の変化で測った貨幣価値は前年各比パーセントで、1919年が70、1920年が244、1921年が65、1922年が2 420、1923年が180万、だったのである。

インフレーションの社会的な結果としてもっとも重大なもののひとつは、貨幣資産所有者とくに国債所有者の所有価値の目減りであったが、実物資産所有者や債務者の受益はそうしたものと逆であった。インフレーションによる最大の利得者は、自己の債務を安く片づけることのできた国家なのであった。

1923年10月の[レンテンマルク発行による]マルクの安定以後、相対的に高い投資率に支えられた成長が始まった。それにより失業は戦後直後

表7 経済指数 (1913-1938年)

年	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)
	人口 (単位:千人)	就業者数 (軍従事者 除く) (単位:千人)	失業者数 (単位:千人)	国民純 生産額 (1913年を基 準,単位: 百万ライヒ スマルク)	国民純生産 成長率 (単位:%)	純投資率	工業・手工 業従事者年 平均収入 (単位:ライ ヒスマルク)	消費者物価 指数	実質年平均 収入 (単位:ライ ヒスマルク)	
1913	66,978	30,104		52,440			1,210	100.0	1,210	
1922	61,900									
1923	62,307									
1924	62,697		910				1,393			
1925	63,166	30,891	650	46,897		11.5	1,754	140.7	1,247	
1926	63,630	29,709	2,010	46,587	-0.7	7.1	1,790	140.5	1,274	
1927	64,023	31,820	1,350	53,108	14.0	15.2	1,939	148.0	1,310	
1928	64,393	32,387	1,353	53,950	1.6	12.8	2,093	151.1	1,385	
1929	64,739	32,121	1,892	51,694	-4.2	6.9	2,229	151.9	1,467	
1930	65,084	30,338	3,076	49,289	-4.7	5.7	2,208	144.9	1,524	
1931	65,423	27,969	4,520	43,913	-10.9	-3.1	1,998	131.0	1,525	
1932	65,716	25,967	5,575	41,760	-4.9	-1.6	1,677	117.7	1,425	
1933	66,027	26,540	4,804	47,375	13.4	4.9	1,594	115.4	1,381	
1934	66,409	28,684	2,718	52,102	10.0	6.2	1,678	117.6	1,427	
1935	66,871	29,939	2,151	58,658	12.6	9.9	1,731	119.8	1,445	
1936	67,349	31,262	1,593	60,361 <sup>a</sup>	10.1		1,782	120.9	1,474	
1937	67,831	32,592	912	66,434 <sup>a</sup>	11.5		1,845	121.6	1,517	
1938	68,558	33,734	430	82,078 <sup>a</sup>	10.8		1,917	123.7	1,550	

a) 1938年時点の購買力をもとにした国民所得。この点については、Statistisches Handbuch von Deutschland 1928-1944, München 1949, S. 600を参照。

資料出所：(2)3357889欄：W. G. Hoffmann 1965, S. 174, S. 205f., S. 828, S. 471 und S. 601.

(4)欄：Kroll 1958, S. 33 und S. 109, ならびに 1933年以降については Statistisches Handbuch von Deutschland 1928-1944, 1949, S. 484.

(6)欄：(5)欄より算出。

(10)欄：(8)および(9)欄の数値より算出。

の年と比べて減少し、実質平均勤労所得は1930年まで継続的に上昇した(表7参照)。

[しかし]経済の回復は長く続かなかった。1929年から1932/33年にかけての世界経済恐慌の時期には失業が年々増大した。実質国民純生産と各年の実質勤労所得の減少は顕著であった(表7-(4),(5),(10)の各欄参照)。

全体の時期をとおして確かめることができるのは、国家社会政策のいっそうの展開にとって経済的諸前提がどう考えても不利だったことである。実際のところ1913年の経済活動水準をわずかながらも上回ったのは、1927年と28年においてのみであって、他の年は時として著しく下回っていた。

[さらに]社会政策にとっての政治的状況も有利とは言えなかった。1918年の十一月革命、ゼネスト、ポーランド・エストニアの帰属問題、1919年スバルタクス団によってひきおこされた蜂起、1920年のカップー揆、ルール地方・バイエルン・ザクセン・テューリンゲンで同年に起きた共産党の蜂起、1921年3月のフランス軍によるデュッセルドルフ・デュイスブルグ・ルール地区の占領、1923年1月のフランスによるルール地方の占領、1923年11月のザクセン・テューリンゲン・ハンブルクの共産党の新たな蜂起、そしてヒトラーの[ミュンヘン]軍司令部への行軍、が共和国を揺さぶっていた。

より安定的な多数派を形成するために、グループ化による政党の著しい多様化はそれによって多様性が十分になったわけではなかった、政党政治の安定性を阻害することになった。1919年から1933年までの14年間に14の内閣が交代した(この点については、Rössler 1961, S. 592f., とくにBracher 1978参照)。

経済・外交・内政の状況が社会政策のいっそうの展開にとってけっしてよい基盤ではなかった一方で、国家社会政策の新たな方向にとって決定的

な要素が存在していた。それは君主制の崩壊とそれに議会制民主主義がとって代わったことである。権威主義 貴族主義的な国制から民主 共和政的国家体制への転換は、根本的な、社会的な変動をもたらした（Lütge 1966, S. 533ff. 参照）。皇帝と名望家という政治 社会の頂点が消滅し、貴族と将校団はその指導的地位を失った。諸政党の有力な指導者たち、労働組合・使用者団体の、あるいは他の大規模な諸団体の幹部たち、さらには大工業家たちが立法に影響をおよぼすことになった。19世紀に支配的であった諸政党（保守党、国民自由党、中央党）は力を失った。

## 2 社会政策立法

1918年11月9日に皇帝〔ヴィルヘルム2世〕の退位と〔マックス・フォン・バーデン〕宰相の辞職以後、1919年8月11日のヴァイマル憲法の成立前まで、国の実権は「人民代表委員会」の掌中にあった。本委員会は、大戦中に諸法令によって制限されていたすべての労働者保護関連法を再び施行し<sup>25)</sup>、11月13日の失業扶助令によって自治体からライヒへと失業扶助行政を委譲することを手始めに、8時間労働日導入の規定<sup>26)</sup>、公的職業紹介の拡充<sup>27)</sup>を実施し、政令によって、〔労使の〕社会パートナー協約自治の法的規定を保証するのみならず、締結された協約を「不可変的拘力のある」ものとする、協約締結当事者の一般拘束宣言を可能ならしめること、を定めていった<sup>28)</sup>。他の活動としては、特別な事情を持った人々、すなわち重度障害を持った人々、を対象とした被用者保護<sup>29)</sup>を実施し、農業労働者を法的に他の被用者と同様に位置づけ<sup>30)</sup>、商店の日曜全日の休日化を実現した<sup>31)</sup>。

1919年8月11日成立のヴァイマル憲法は、その社会政策的諸条項で、社会国家的かつ民主主義的社会政策の時代たることを規定していた。

第109条においては法の前でのすべての人々の平等が規定され、出生にもとづく公法上の特権や、出生あるいは身分による不利益は放棄された。

貴族であることの区分けは氏名の一部にその位階があてられただけであった。第 151 条では、社会的公正と人たるに値する生活の保障の原則が宣言された<sup>32)</sup>。第 157 条によって被用者保護はライヒの特別な任務として規定され、第 159 条によって団結の自由は保障された。さらには、同権的な経済的共同決定の原則が第 165 条で規定された<sup>33)</sup>。特殊な社会政策的課題としては、健康・労働能力・母性保護の堅持(第 119 条)、若年者保護(第 122 条)の堅持、包括的な保険制度の創設を「被保険者の適切な協力のもとで」おこなうこと(第 161 条)、戦争やインフレーションの結果、経済的・社会的危機に陥ることになった階層である独立の中間階層の支援と保護(第 164 条)、が掲げられていた。さらに特殊な社会政策的事項としては、嫡出子と非嫡出子の同等の地位(第 121 条)、困窮者のために教育の財政的障害を取り除くこと(第 146 条)、が規定されていた。

立法当事者の実際の活動は憲法の規定に沿うものであった。

被用者保護は、1918 年の 8 時間労働日導入を除けば 重度障害者保護<sup>34)</sup>、特別に危険な作業に従事する被用者のための、たとえば圧搾空気労働者、ガラス工場、ガラス研磨で働く労働者ための数多くの保護令<sup>35)</sup>、<sup>36)</sup> 出産前後 6 週間の従業禁止およびこの期間中の特別な解雇保護を規定する母性保護の拡大<sup>37)</sup>、職員の解雇保護法<sup>38)</sup>、そして解雇の際における経営協議会の協議権の導入<sup>39)</sup>、によって拡大されていった。

社会保険の領域では、鉱夫を対象とした全国統一的な社会保険が 1923 年 6 月 23 日の全国鉱夫疾病金庫法によって、[それまでの] 110 の鉱夫疾病金庫連合に代わって創設されたことがあげられる。鉱夫保険とは、鉱夫のための障害・老齢・疾病保険である。年金保険、労災保険、疾病保険の積立金と運営資金が一方でインフレーションによって無になってしまったがゆえに、そして他方で戦中・戦後という時代をつうじて保険請求が増大したがゆえに、社会保険はこれら諸請求の最低限の基準しか満たすことができなかつたし、ライヒの補助金をたよりにすることしかできなかつた。

「手つかずのまま残っている、法的・制度的な組織が徐々に復活して、それがもとどおりの原理で」埋め合わせることができるようになったのはようやく1924年以降であった（Hentschel 1983, S 119）。[けれども]世界恐慌と同時に、このシステムは非常に大きな財政的圧迫にふたたび逢着した。社会保険というシステムの社会的な実質がさらなる展開をとげる余地が残っていなかったのである<sup>40)</sup>。ただ、比較的、危機的状況でなかった労災保険は、1925年、抜本的に改められが、それは保険対象が職業病や通勤災害にも拡大された直後であった<sup>41)</sup>。

新たに取り組みられて継続して展開されたのは労働市場政策であった。使用者団体と労働組合とから構成される中央労働共同体によって合意が得られ、1918年11月23日の命令 [= 労働協約令] によって生み出された協約自治の法的承認は、労働諸関係を形成するにあたっての諸原則のための集团的協定締結を実現し、賃金政策については労働市場の労使の当事者に権限委譲がなされることになった。同時に公的な職業紹介が拡充され<sup>42)</sup>、ライヒ職業紹介局が設置され<sup>43)</sup>、1922年6月22日の職業紹介法においては職業に関する相談も国家の任務とされた。1927年には、職業相談、職業紹介、失業保険は、1927年7月16日の職業紹介および失業保険に関する法にまとめられ、[行政は]「ライヒ労働行政局」に移管された。それによって、労働市場は、無規制で組織されていない、擬似独占あるいは疑似寡占タイプの労働市場から、国家と労働組合によって制御され、組織された労働市場、しかも双方向的に独占あるいは寡占という形の労働市場へという変化が生じた（この点については本書 S. 181f. 参照）。

問題となったのは、1923年10月30日の仲裁令による労働協約の一般拘束力<sup>44)</sup>の適用可能性であったが、これは過渡的措置として考えられていたものであった。一般拘束力は協約当事者が合意しない場合国家による強制仲裁を予定していたが、この合意が達成されない事態がしばしば生じていたから、1928年と1929年には全工業労働者賃金の半分以上が仲裁判

断によって決定される状態であった(この問題については、Hentschel 1983, S 71ff. 参照)。

1926年には、1926年12月23日の労働裁判所法によって労働争議に対して、独立の、三審制の裁判所(労働裁判所 - ラント労働裁判所 - ライヒ労働裁判所)が創設された。

経営をめぐる政策に関しても、ヴァイマル共和国は突破口を開いた。憲法165条の条項に対応する形で、1920年2月4日に経営協議会法が公布された。同法によれば、最低20名の被用者の経営においては経営協議会が設置されねばならない。その任務は、「被用者の全体にわたる経済的利益を使用者に対して代表する」、「経営の目的を実現する点で使用者を支持する」、というものであった。個々の点では、経営協議会はとくに労働者

職員委員会からの苦情を処理せねばならなかったが、[他に]経営内の災害・健康に危険性がある場合の対処、経営の福利施設の管理、賃金額の決定や新しい賃金支払い方法の導入、解雇、という際に協議せねばならなかった。

経済的・社会的全般にわたる事項における被用者の共同決定に関しては、ほんのわずかの進展しかみられなかった<sup>45)</sup>。

労働市場政策、経営組織政策とならんで、より広い意味での社会政策の領域としては、ヴァイマル憲法第155条<sup>46)</sup>にもとづいて、住宅政策が導入された。「ライヒ、諸邦、自治体は現代的住宅を建設したが、それがドイツ諸都市の外観を一変させた」(Stolper/Hauser/Borchert 1966, S. 120)。建築貯蓄金庫、保険機関、国が運営する抵当銀行、の第一抵当権のほかに、国家はきわめて低い利率で少なからぬ第二抵当権を設定することができたのであった<sup>47)</sup>。

すでに保険制度、職業紹介、失業扶助のそれぞれの統一化に示されるような、自治体や諸邦から国家中央へと社会政策の活動が集中化する流れのなかで、救貧事業もまた統一的な社会的扶助へと拡大されていった。公的

扶助の諸前提，種類，程度に関する諸原則が展開されたのである<sup>48)</sup>。扶助としてあげられる領域にはさらに，1922年に成立したライヒ青少年福祉法<sup>49)</sup>があるが，これは若年者援助を，すなわち児童・若年者への計画的な社会教育的援助（養育援助，若年者助成，若年者保護，若年者裁判援助）の根拠となった（この点については，Jordan/Sengling 1992 参照）。

1929年から1933年の世界経済恐慌によって，社会保障の諸制度は克服困難な危機に直面した。[社会保障の]請求諸条件に与るの障害，すなわち必要性原則が再度取り入れられるまでに期間の点からも量的な点からも給付の縮小，が避けられないものになったのであった<sup>50)</sup>。

世界経済恐慌は，社会保障給付請求の経済面での保障という根本的意義，経済成長の社会政策的意義，秩序だてられた経済発展の政治的重要性，を認識させるものとなった。経済発展が政治的展開を決定する多くの要因のなかのひとつにすぎないものであるとしても，世界経済恐慌とナチスとの間の関連は見落とすことはできない<sup>51)</sup>。1928年の恐慌の当初には，ナチスは国会議員のうち12人であったが，1930年には107人，1932年7月にははや230人になっていた。最後の国会の選挙の結果を分析すると，NSDAP（国民社会主義ドイツ労働者党）支持の有権者は，保守的にして国家主義的な指向をもつ有産市民の部分から，かつてリベラルを指向していた有産市民，自営農民，他の独立自営の中産階層の部分から，非独立の中産階層の部分から，そして若年者や継続的な失業者といった特に苦悩せねばならなかった労働者の部分から成っていることがわかる（この点については，F. W. Henning 1997, S. 135 および H. Henning 1976, S. 105 参照）。

### 3 国家社会政策の特徴

ヴァイマル共和国の国家的社会政策は，一方で，憲法で規定されたような「古典的な」国家的社会政策領域の拡張によって特徴づけられる。すな



わち、労働者保護は、その種類(母性保護、身体障害者保護、解雇保護)とその範囲において、とくに労働時間と関連していっそうの展開を見、社会保障のシステムは労災保護の拡大、鉱夫年金保険および失業保険の導入によって補完された。

他方で、社会政策の新しい領域が拓かれていった。第一に労働市場政策、第二に経営組織政策、そして第三が住宅政策である。労働市場政策は、「現代労働法の法的 制度的な基礎づけをしたこと」(Hentschel 1983, S. 55)、労働市場 経営社会政策の担い手へと[労使の]社会的パートナーの価値が高まったことで特徴づけられる。さらに国家の家父長的な扶助原則が取り除かれ、社会的諸事項の自治原則によって権威主義的国家原則が埋め合わされただけではなかった。むしろ、ヴァイマル共和国において「ドイツ労働者階級が社会政策的扶助の対象から自己責任ある社会的当事者へと上昇する」(Weddingen 1957, S. 29)という現象がおこった。国家社会政策はその内容の点で、そして社会政策の担い手と機関の仕組みという点で民主化されたのであった。

#### [注]

- 1) この点については、Erdmann 1957; Syrup/Neuloh 1957; Köllermann 1971; H. Henning 1976; Gladen 1974; Tennstedt 1981; Hentschel 1983 を参照。ドイツにおける社会政策の歴史についてはとりわけ、Frerich/Frei 1996, Bd. 1(Von der vorindustriellen Zeit bis zum Ende des Dritten Reiches), Bd. 3 (Bundesrepublik bis zur Herstellung der Deutschen Einheit) および Bd. 2 (Deutsche Demokratische Republik) を参照。本書と同じように、Frerich/Frei の詳細な叙述においては時代ごとの政治・行政的制度ならびにそれぞれの経済的・社会的背景が考察されている。1867 - 1914 年のドイツ社会政策史については、1966 年から刊行されている Born/Henning/Tennstedt による資料集を参照。
- 2) すべての鉱山、工場、スタンプミル、冶金工場に適用される[この]法律は、9歳未満の児童の就労を禁止し、就労している年少者に3年間の学校教育が必要とされた。16歳未満の年少者の労働時間は1日あ

たり、1時間半の休憩時間を含めて10時間までに制限された。さらに21時から9時までの就労、および日曜・祝日の年少者の就労が禁止された。

- 3) 1853年5月16日の工場における年少労働者の就労に関する1839年3月9日の規制を改正する法律（工場監督官に関する法律）は9歳から12歳へと児童労働の最低年齢を引き上げ、12歳から14歳の児童の労働時間を1日あたり6時間と規定し、監督がない場合、労働者保護の実施は不十分であったという経験に照らして、任意の国家的監督組織を予定していたが、1878年7月17日の営業条令改正法によってそれは義務化された。
- 4) 1849年2月9日の営業顧問の設置および一般営業条令の改正に関する命令。
- 5) 1878年7月17日の営業条令改正法。
- 6) 19世紀の救貧政策について詳細に論じたものとして、Tennstedt 1981, S. 78ff. を参照。
- 7) この社会保険立法の社会的背景については、Tennstedt 1981, S. 169-187 を参照。
- 8) 被用者が就労不能とみなされたのは、彼と比較対照できる〔他の〕被用者が得る賃金の六分の一以下しか、本人が得られない場合であった。
- 9) 「〔18〕50年代の社会政策は、『貧困者を助けようとする姿勢から発したのではなく、彼らを自分たちから遠ざけ、貧困者の諸要求からできるかぎり自己を守り、都市におけるプロレタリアートの増大によってますます生じてくる危険な状況から免れようとする姿勢から発する』恐怖心に由来する政策であった。社会政策は、その内側の動機の点からすれば、下から押し寄せてくる階層のさまざまな要求に対して現存秩序を維持するために成り上がり者たちがなす利益維持の政策なのである。社会政策はたしかに物質的にはそういった利益にプラスに作用するが、安定的な秩序の担い手たちを守るという必要性の点では、質的にも量的にも限界がある。」 Volkman 1968, S. 94f.
- 10) 1884年3月15日帝国議会におけるビスマルクの演説。
- 11) ビスマルクはこの問題に、現在にいたるまで再三にわたって提起され、また時代がかわっても定式化されるつぎのような問いを発している。「労働者にとって金の卵を産む雌鳥を殺すことなしに、工業が負担できる程度の限界ラインはどこなのであるか。」 Syrup/Neuloh 1957, S. 80.
- 12) Gesetz, betreffend Abänderung der Gewerbeordnung (Arbeiterschutz-

ドイツ社会政策史( )

- gesetz) vom 1. Juni 1891.
- 13) Gesetz, betreffend Abänderung der Gewerbeordnung vom 30. Juni 1900.
  - 14) Gesetz, betreffend Kinderarbeit in gewerblichen Betrieben vom 30. März 1903.
  - 15) Gesetz, betreffend die Abänderung der Gewerbeordnung vom 18. Dez. 1908.
  - 16) Versicherungsgesetz für Angestellte vom 20. Dez. 1911.
  - 17) Gesetz, betreffend die Kaufmannsgerichte vom 6. Juli 1904.
  - 18) Gesetz über den vaterländischen Hilfsdienst vom 5. Dez. 1916.
  - 19) 中央労働共同体の評価については、H. Henning 1976, S. 101 も参照。  
それによれば、この労働共同体は、1918年11月9日までは企業家が譲歩する組織に、君主制崩壊後は労働組合が譲歩する組織になった。というのは、企業家は君主制崩壊によって自分たちの所有に介入されるおそれなくなったからである。
  - 20) この転覆法案によれば、暴力的転覆を招来する意図を持って破壊を威嚇することによって公共の平和を脅かす者、あるいは体制の転覆をもたらす運動を煽り立てる者、これらの者は5年以下の禁錮刑に処せられるとされた。これと同じ罪はつぎの者にも当てはまるとされた。すなわち、公共の平和を危機にいたらしめる方法で、宗教、君主政体、婚姻関係、家系、所有物を侮辱するような言葉を公然と吐いて攻撃する者がそれである。帝国議会は1895年5月11日に法案を否決した。
  - 21) 「小・社会主義者鎮圧法」とも称されたプロイセン結社改正法は1897年のプロイセン下院に上程された。その規定によれば、結社や集会において「無政府的あるいは社会民主主義的な方向で、現存の国家もしくは社会秩序を崩すような方向の運動が、公の安全を、とりわけ国家の安全を危機にいたらしめる方法で」はつきりと打ち出された場合には、警察は結社や集会を解散する権限を有するとされた。法案はプロイセン下院で否決された。
  - 22) [通称「懲役法案」である]「工業労働関係保護法案」は、「帝国の安全を危機にいたらしめること、もしくは、人命または財産の危険を招来することを伴わざるをえないようなストライキの扇動」にたいして禁錮刑が予定されていた。提案は1899年11月20日に否決された。懲役法案については本書 S. 58 [Ann. 70] (本邦訳( ), 177頁) も参照。
  - 23) この点については、F. W. Henning, 1997, S. 51ff.; H. Henning 1976; Hardach, 1933, S. 23ff.; Bechtel 1956, S. 381ff.; Lütge 1966, S. 533ff.;

Preller 1978 を参照。

- 24) この領土の割譲は、戦前の領土の13%、人口の10%、農地の10%、鉄鋼石産出量の75%、銑鉄生産能力の44%、鉄鋼生産能力の38%、石炭生産能力の26%、の損失にあたった。
- 25) Verordnung über Arbeiterschutz vom 12. Nov. 1918.
- 26) Anordnung über die Regelung der Arbeitszeit gewerblicher Arbeiter vom 23. Nov. 1918.
- 27) Anordnung über Arbeitsnachweise vom 9. Dez. 1918.
- 28) Verordnung über Tarifverträge Arbeiter- und Angestelltenausschüsse und Schlichtung von Arbeitsstreitigkeiten vom 23. Dez. 1918.
- 29) Verordnung über Beschäftigung Schwerbeschädigter vom 9. Jan. 1919, および重度身体障害者に適用されるその他の諸法令。
- 30) Verordnung, betreffend eine vorläufige Landarbeitsordnung vom 24. Jan. 1919.
- 31) Verordnung über Sonntagsruhe im Handelsgewerbe und in Apotheken vom 5. Febr. 1919.
- 32) 第151条はつぎのように規定している。「経済生活の秩序は、すべての人々にとって人間に値する存在の保障を目的とする正義の諸原則に適合しなければならない。この範囲内において、個々人の経済的自由は確保される。」
- 33) 第165条はつぎのように規定している。「労働者および職員は、賃金および労働条件の規定ならびに生産諸力の全体的発展について、企業家と同権的に協力して協議する任にあたる。双方の組織とその協定は認められる。」
- 34) Das Gesetz über die Beschäftigung Schwerbeschädigter vom 12. Jan. 1923 が企図していたのは、わけても重度身体障害者の職場を確保することであった。
- 35) Verordnung zum Schutze der Preßluftarbeiter vom 28. Juni. 1920.
- 36) Verordnung, betreffend die Beschäftigung von Arbeiterinnen und jugendlichen Arbeitern in Glashütten, Glasschleifereien und Glasbeizereien sowie Sandbläsereien vom 20. April 1922.
- 37) Gesetz über die Beschäftigung vor und nach der Niederkunft vom 16. Juni 1927 und Gesetz zur Abänderung des Gesetzes über die Beschäftigung vor und nach der Niederkunft vom 29. Okt. 1927.
- 38) Gesetz über den Kündigungsschutz für Angestellte vom 9. Juli 1926.

ドイツ社会政策史（ ）

- 39) Betriebsrätegesetz vom 4. Febr. 1920.
- 40) 1919年から1932年にかけての社会保障について詳細に論じたものとして、Preller 1978, および Hentschel 1983, S. 119ff. を参照
- 41) Zweites Gesetz über Änderungen in der Unfallversicherung vom 14. Juli 1925, および Verordnung über Ausdehnung der Unfallversicherung auf gewerbliche Berufskrankheiten vom 12. Mai 1925.
- 42) Anordnung über Arbeitsnachweise vom 9. Dez. 1918, および Verordnung über die Pflicht der Arbeitgeber zur Anmeldung eines Bedarfs an Arbeitskräften vom 17. Febr. 1919.
- 43) Verordnung über die Errichtung eines Reichsamtes für Arbeitsvermittlung vom 5. Mai 1920.
- 44) Gesetz über Erklärung der allgemeinen Verbindlichkeit von Tarifverträgen vom 23. Jan. 1923.
- 45) 1920年5月4日の暫定全国経済協議会令にもとづいて全国経済協議会が組織された。それは326人のメンバーから構成され、使用者代表・被用者代表が大多数であった。30人は消費者代表、12人は経済専門家、さらに12人はライヒ政府から任命された人物であった。協議会は社会・経済政策に関わる諸法案を審議し社会・経済政策関連法案の提案権を有した。ただし(1936年に解散した)経済協議会は重要性がなくなってしまった。
- 46) 第155条はつぎのように規定している。「土地の分配および利用は、濫用を防止するよう、および各ドイツ人に健康な住居を確保し、かつ、すべてのドイツの家族、とくに子どもの多い家族にその需要に応ずる住居および経済的基盤を確保するという目的に向かって努力するよう、国によって監視される。」
- 47) 1925年から1935年までの住宅建設の成果については、Lampert 1980a, S. 146 を参照。
- 48) Verordnung über die Fürsorgepflicht vom 13. Febr. 1924, および Grundsätze über Voraussetzung, Art und Maß öffentlicher Fürsorgeleistungen vom 4. Dez. 1924.
- 49) Reichsgesetz für Jugendwohlfahrt vom 9. Juli 1922.
- 50) 個々については Hentschel 1983, S. 130ff., および Preller 1978 を参照。老齢年金については Lampert 1963 を参照。
- 51) 政治的展開にとっての世界経済恐慌の意義については、とりわけ Mason 1978, S. 89ff., Bracher 1978, S. 266ff. を参照。そこで指摘され

ているのは、恐慌克服をめぐる社会政策と対立していた見解もまた、ヴァイマル共和国の政治的危機をもたらしたというものである。同様なものとして、Teppe 1977, S. 203.

[ 文献リスト ]

- Bechtel, H., 1956, Wirtschaftsgeschichte Deutschlands im 19. und 20. Jahrhundert, München
- Born, K. E., Henning, H., Tennstedt, F. (Hg.), 1966ff., Quellensammlung zur Geschichte der Deutschen Sozialpolitik 1867-1914, Stuttgart u.a.
- Bracher, K. D., 1978, Die Auflösung der Weimarer Republik, Königstein/Ts.
- Classen, M., 1962, Die staatliche Sozialpolitik von 1839 bis 1918, Diss., Köln
- Erdmann, G., 1957, Die Entwicklung der deutschen Sozialgesetzgebung, 2. Aufl., Göttingen u.a.
- Frerich, J., Frey, M., 1996, Handbuch der Geschichte der Sozialpolitik in Deutschland, 3 Bde., 2. Aufl., München/Wien
- Gladen, A., 1974, Geschichte der Sozialpolitik in Deutschland, Wiesbaden
- Hardach, K., 1993, Wirtschaftsgeschichte Deutschlands im 20. Jahrhundert, 3. Aufl., Göttingen
- Henning, F. W., 1997, Wirtschafts- und Sozialgeschichte, Bd. 3: Das industrialisierte Deutschland 1914-1992, 9. Aufl., Paderborn
- Henning, H., 1976, Sozialpolitik III: Geschichte, in: HdWW, Bd. 7, S. 85ff.
- Hentschel, V., 1983, Geschichte der deutschen Sozialpolitik 1880-1980, Frankfurt/M.
- Heyde, L., 1966, Abriß der Sozialpolitik, 12. Aufl., Heidelberg
- Jaeger, H., 1967, Unternehmer in der deutschen Politik (1890-1918), Bonn
- Jordan, E., Sengling, D., 1992, Jugendhilfe. Einführung in Geschichte und Handlungsfelder, Organisationsformen und gesellschaftliche Problemlagen, Weinheim und München
- Köllermann, H. W., 1971, Sozialpolitik in Deutschland - Eine geschichtliche und systematische Einführung, 5. Aufl., Stuttgart
- Lampert, H., 1963, Probleme der Konjunktur Stabilisierung durch die Arbeitslosenversicherung - Ein Beitrag zur Reform der Arbeitslosenversicherung, in: Finanzarchiv, Bd. 22 NF, S. 247ff.
- Ders., 1980a, Sozialpolitik, Berlin u.a.
- Lütge, F., 1966, Deutsche Sozial- und Wirtschaftsgeschichte, 3. Aufl., Berlin

## ドイツ社会政策史 ( )

u.a.

- Mason, T. W., 1978, Sozialpolitik im Dritten Reich. Arbeiterklasse und Volksgemeinschaft, 2. Aufl., Opladen
- Peters, H., 1978, Die Geschichte der sozialen Versicherung, 3. Aufl., Bonn/Bad Godesberg
- Preller, L., 1978, Sozialpolitik in der Weimarer Republik, Düsseldorf
- Rössler, H., 1961, Deutsche Geschichte, Gütersloh
- Rüstow, A., 1959, Sozialpolitik diesseits und jenseits des Klassenkampfes, in: Aktionsgemeinschaft Soziale Marktwirtschaft (Hg.), Sinnvolle und sinnwidrige Sozialpolitik. Ludwigsburg, S. 11ff.
- Stolper, G., Häuser, K., Borchardt, K., 1966, Deutsche Wirtschaft seit 1870, 2. Aufl., Tübingen
- Syrup, F., Neuloh, O., 1957, Hundert Jahre staatliche Sozialpolitik 1839 bis 1939, Stuttgart
- Tennstedt, F., 1981, Sozialgeschichte der Sozialpolitik in Deutschland, Göttingen
- Teppe, K., 1977, Sozialpolitik des Dritten Reiches am Beispiel der Sozialversicherung, in: Archiv für Sozialgeschichte, S. 195ff.
- Volkmann, H., 1968, Die Arbeiterfrage im preußischen Abgeordnetenhaus 1848 bis 1869, Berlin
- Weddigen, W., 1957, Grundzüge der Sozialpolitik und Wohlfahrtspflege, Stuttgart

### [ 追加 ]

- Hoffmann, W. G., 1965, Das Wachstum der deutschen Wirtschaft seit der Mitte des 19. Jahrhunderts, Berlin u.a.
- Kroll, G., 1958, Von der Weltwirtschaftskrise zur Staatskonjunktur, Berlin